

総社市介護保険サービス等事故報告事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、介護サービス等の提供に係る事故防止に資することを目的とし、介護保険指定居宅（介護予防）サービス、介護保険地域密着型（介護予防）サービス、介護保険施設等及び介護予防・日常生活支援総合事業の運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号、第38号、第39号及び第40号。平成18年厚生労働省令第34号、第35号、第36号及び第37号。平成28年総社市規則第45号、46号、47号及び48号。平成30年厚生労働省令第5号。総社市介護予防・日常生活支援総合事業実施要領第25条。以下「運営基準」という。）に基づき、介護保険サービス等事業者（以下「事業者」という。）が総社市（以下「保険者」という。）の介護保険被保険者を対象として介護サービス等を提供中に事故が発生した場合の報告事務手続きについて定めるものとする。

(事故の範囲)

第2 事業者が保険者へ報告する事故は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) サービス提供中に、利用者が死亡又は負傷、失踪した場合

ア 「サービス提供中」とは、送迎中も含め、サービスを提供している時間帯を通してすべて含まれるものとする。短期入所サービス、特定施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護保険施設サービスにおいては、入所から退所までを「サービス提供中」とする。

イ 「死亡」とは、事故死亡をさし、病気死亡は報告対象外とする。

ウ 「負傷」とは、通院入院を問わず医師の保険診療を要したもの。但し、通院の場合においては、加療を要しないものを除く。

エ 「失踪」とは、サービス提供中に、利用者の所在が不明となった場合。（警察への捜索願の有無に関わらない。）

(2) 施設等における感染防止の観点から対策が必要な疾患であって、インフルエンザ、感染性胃腸炎などの五類定点報告疾患や結核及び疥癬の発生が認められた場合

(3) 従業員の法律違反・不祥事等利用者の処遇に影響のあるもの

(4) 誤薬（違う薬を与薬、時間や量の誤り、与薬もれ等）が発生した場合

(5) 火災、震災、風水害等の災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故等

(6) その他、家族から苦情が出ている場合など、保険者が必要と認める場合

(報告)

第3 事業者は、第2に定める事故が発生した場合、介護保険事業者・事故報告書（以下「報告様式」という。）により、出来る限り速やかに（事故発生後5日以内）第1報を総社市長寿介護課に行うこと。第1報には、事故の概要までを記入し、提出（原則、電子メール等の電磁的方法により提出）すること。また、居宅サービス事業者（地域密着型通所介護事業者を含む）及び第1号事業者においては、居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者又は地域包括支援センター）にも同様の報告書を提出すること。

なお、死亡事故、失踪事故及び利用者（家族）の苦情を伴っている事故等、報告の緊急性の高いものについては、電話等により事故等発生の連絡を行い、その後速やかに報告書を提出すること。

2 感染症の集団発生が疑われる場合には、速やかに管轄保健所に連絡すること。

3 事業者は、第1報後、概ね2週間以内に、報告様式により、総社市長寿介護課へ第2報を行うこと。第2報は、第1報後の対応・経過、及び事故の原因・再発防止に関する今後の対応・方針までを記入し、提出すること。

なお、第2報の時点で、当該事故が完結していない場合には、その時点での進捗状況や完結の見込みなどを今後の対応・方針欄に記載すること。その後の事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経

過を報告するとともに、事故処理が完了した時点で、最終報告書を提出すること。

4 事業者は、第2報時に、必要に応じて市から求められた資料を提出すること。

5 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは、報告すること。

6 利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経て死亡した場合は、事業者は速やかに、連絡若しくは報告書を再提出すること。

7 ファックス送信により報告を行う場合は、誤送防止のため、事前に総社市長寿介護課へ電話連絡を入れた後に送信を行うこと。

(県への報告)

第3－2 保険者への報告手順に準じて、県（所管県民局健康福祉部）への事故報告を行うこと。（介護保険地域密着型（介護予防）サービス、居宅介護支援及び第1号事業を除く。）

(公表等)

第4 保険者は、事故報告を取りまとめ、事故防止に資するものとする。

2 保険者は、事業者が運営基準に違反し、次の各号の一つに該当するときは、事業所名及び事故内容について公表することができるものとする。

(1) 事業者が事故発生を隠匿していた場合

(2) 事業者が事故の再発防止策に取り組まない場合

(3) その他利用者保護のため、保険者が必要と認めた場合

附 則

この要領は、平成17年3月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年1月1日から施行する。